

意見に対する区の考え方

1 意見募集の概要

件名	文京区歩行喫煙等の禁止に関する対応について
意見の募集期間	令和元年12月6日～令和2年1月6日
意見の提出方法	電子メール23人、郵送21人
意見を提出した人数及び件数	44人、50件

2 ご意見に対する区の考え方

NO	いただいたご意見（要旨）	件数	区の考え方
1	<p>「区内全域において、指定喫煙場所を除き喫煙を禁止します。」</p> <p>→喫煙所を設置すると、周囲に煙が漏れて受動喫煙被害が避けられない。「嗜好品」であるタバコを利用させるための施設を税金で整備するのはおかしいので反対します。</p>	1	<p>公共の場所における喫煙を防止するため、喫煙場所の確保は必要であると考えております。</p>
2	<p>「区内全域において、ポイ捨てを禁止します。」</p> <p>→現行法（廃掃法）でもポイ捨ては違法であり、厳格に運用されていない。条例で禁止するのであれば、法律よりも厳しい罰則を設定し、取り締まりを強化すべきです。</p>	1	<p>巡回指導については、強化してまいります。</p> <p>その他、ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行喫煙は、全面禁止にして欲しいです。 ・喫煙所を密封して、空気清浄機をつけて、周辺に汚染された空気が出ないようにして欲しいです。 ・後楽園駅出口横、礫川公園内の喫煙所は、駅に入る際に、必ず煙を吸わされて、非常に迷惑です。汚染された空気が漏れないようにするか、それができないなら、移転してほしいです。 	1	<p>今回の条例案では、区内全域の屋外の公共の場所において喫煙を禁止としております。</p> <p>礫川公園内指定喫煙場所については、令和2年3月31日をもって閉鎖することとしております。</p>
4	<p>昨今、受動喫煙防止への高まりから、屋内だけでなく屋外における喫煙のありかたも問われてきていると思います。そういった情勢も踏まえて改正条例とされた目的については大いに賛成です。</p> <p>しかし、加熱式たばこの扱いについては反対です。</p> <p>加熱式たばこについては、厚労省も健康への影響がわからないとして、紙巻きたばこと違った扱いをしていますし、今回、文京区の改正予定の条例の範囲は屋外であり健康被害とは別の観点で決められたと思いますが、屋外ではたばこの火による危険性も危惧要因の中、消防庁では加熱式たばこの火災危</p>	1	<p>今回の条例案では、環境美化の観点から、加熱式たばこは紙巻きたばこと同一の取り扱いとしております。</p>

	<p>険性の試験を実施しており、その結果、紙巻きたばこと比較して火災のリスクは著しく低いと言っています。これは他人に与える火傷等のリスクがないことを意味します。</p> <p>だからと言って加熱式たばこはどこでも吸ってほしいとはまったく思いませんが、健康への影響への知見がないことや、火傷への影響もないといった国からのエビデンスを考慮せずに、ただただたばこだからとの理由で条例の規制に安易に含めるのは反対です。</p>		
5	<p>指定喫煙所以外での全面禁煙、まさに望んでいたことだったので、今回の改正は大歓迎です。</p> <p>しかしながら、現時点でも条例があまり機能していないように思えるのが残念です。歩きたばこもよく見かけます。罰則や取り締まりの強化を、ぜひ併せてお願いします。そうでなければ、せっかくの条例改正もあまり意味をなさなくなってしまうと思います。</p> <p>当方、幼い子供がいるので、路上喫煙には本当に迷惑しています。大人が煙草を手を持つ高さ、子供の顔の高さが同じで危険ですし、子供に煙を吸わせたくない、路上喫煙者を見かけると別の道を選んだり等、避けて通るようにしています。なぜ吸う側ではなく、こちらが配慮しなくてはいけないのでしょうか？だいたい吸っている人は成人男性が多いので、明らかにマナー違反であっても怖くて注意することもできません。</p> <p>ぜひ、罰則、取り締まりの強化をお願いいたします。</p>	1	<p>巡回指導については、強化してまいります。</p> <p>その他、ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
6	<p>区内全域路上喫煙禁止、ポイ捨て禁止については賛成です。また条例案には記載はありませんでしたが、これらに罰則を設けることも検討する必要があると思います。</p> <p>しかし1点、規制に「加熱式たばこ」を含むことには反対です。</p> <p>文京区内の弊社では、屋内を全面禁煙とするかわりに、屋外に喫煙所を移動しましたが、その際、近隣への煙やにおいのクレームを案じて、ほぼすべての喫煙者に加熱式たばこを使用してもらっています。これにより現在まで全く近隣とトラブルになったことはありません。「安全で清潔な地域環境を確保する」という条例の目的を考えた場合、非喫煙者にとって加熱式たばこは、煙が少なく火の危険や灰が飛び散らないこと等の特長からほとんど迷惑を掛けないものであり、またわたしの住む地域(わたしは区外在住です)にも路上喫煙防止の条例がありますが、これらの特長から加熱式たばこは規制の対象外となっています(ホームページにもその旨しっかりと記載が</p>	1	<p>今回の条例案では、環境美化の観点から、加熱式たばこは紙巻きたばこと同一の取り扱いとしております。</p> <p>その他、ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>

	<p>あります)。 では一様にすべてを規制してしまえばどうなるか。公衆喫煙所が十分にあるわけではない文京区内で、隠れてたばこを吸う喫煙者もでてくるでしょうし、規制が違反行為を増やすことになってしまえば本末転倒です。どうせ喫煙者はゼロにはなりませんし、むしろ喫煙者が率先して加熱式たばこに変えることを推奨するくらいでも良いのではと思っています。喫煙者にとっても非喫煙者にとっても折り合いをつけるものが加熱式たばこだと思います。行政が加熱式たばこを推奨することは難しいと思うのですが、せめて加熱式たばこを規制に含むことについては慎重にご検討いただきたいと思います。規制が必要なものと不要なものの整理をしっかりと議論していただきたいと思い、コメントを寄稿させていただきました。</p>		
7	<p>来年から屋内が禁煙になると聞きました。ようやく海外と同じレベルになると期待しています。 屋外もある程度規制は必要だと思いますが、海外の例をみると、屋内禁煙により喫煙者は外に出て吸うようになるでしょう。 歩きながらたばこを吸う人を見て不快に感じることも増えるでしょう。したがってこの条例くらいのルールは必要だと思っています。 しかし全域で禁止してしまえば喫煙者は屋内でも屋外でもたばこが吸えない。私はとても不安に思います。たばこの販売を禁止するくらいでなければ、違反が増えるだけだと思うのです。たとえば駐車場がないから駐車違反が増えるのと同じです。喫煙率は2割ほどと聞いています。 喫煙所をもっともっと増やすのか、それができなければ喫煙所の不足分は、喫煙者の3割程度いるとされる加熱式たばこは除外するとか、禁止地区の逆の非禁止地区を2割程度設けなければ数字のロジックが合いません。 冷静に、実効性のある、実態に即した規制でなければわざわざ条例を作る意義が揺らぎます。1つの意見として聞いていただければ幸いです。適正な規制を期待しています。</p>	1	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>

8	<p>必ず厳格な罰則を設定すべきです。以前から提言させていただいておりましたが、これまでは「指導員が注意に回るから」ということで要望が受け入れられませんでした。結果、指導員に注意いただいたところで、罰則もないためそれっきりとなり、私の自宅前では同一の人が毎日同じ時間に歩きたばこで通勤している、かなりひどい状況です。なぜルールを守らない人による迷惑を、一般の区民が被り続けなければいけないのか理解ができません。適切な過料の設定をお願いします。</p>	1	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
9	<p>区内には”私設喫煙所”のような場所が多々あり、歩道への煙の拡散および歩行喫煙の助長の原因となっています。”歩行喫煙を助長する行為および施設”についても禁止の旨を盛り込んでいただけますと幸いです。</p>	1	<p>今回の条例案では、事業者は、喫煙による迷惑行為及びポイ捨ての防止のために、灰皿の移設又は撤去、喫煙場所の確保その他の環境の整備に努めなければならないものとしております。</p>
10	<p>目的について。どこかに受動喫煙の害や喫煙の迷惑行為等の文言も入れたいが、せめて「安全で清潔な地域環境」を、「健康・安全で清潔な地域環境」などとしてはどうでしょうか。加熱式たばこについては、見分けがつきにくいことや、昨今の諸外国の規正例や害がないわけではないことから、同様な規制対象であることに賛成です。</p> <p>公共の場所での制限として、明確に指定場所以外を「喫煙を禁止」としているのはとてもよいです。</p> <p>指定喫煙場所を設けるにあたっては、そもそも日本の法律では屋内でも規定を満たせば吸う場所があるので、数を必要最低限にするということ、人との距離がいつでも 15m 以上離せるところや動線上でない裏の場所等などにアクリル板などの仕切りを高くつけて煙が横方向に漏れないように設置したものに限りたい。出入り口にも工夫が必要です。</p> <p>公共の場所以外での配慮義務等について。ここは何とか知恵を出してほしいです。具体的に喫煙の迷惑行為が発生する状況は、私有地内に設置している外にある喫煙場所が公道などに近い場合等であるが、このままの努力義務規定だけでは、国と東京都の法律と変わらなくなってしまいます。区ではより踏み込んだ規制が必要です。実際は文京区では、少なくとも私の行動エリアでは、ここ数年敷地内の外灰皿を置く事務所、商店、飲食店などはほとんど見なくなっています。しかし今後も地域トラブルが起きないとも限らないので、せめて他区と同様な 5 m の規制をかけてはどうでしょうか。公道や他者から 5 m 以内で吸っている吸わせているケースがあるとき、区の担当部署が移動や撤去を実際に要請できるようにする。プロ</p>	1	<p>区民等、地域活動団体、事業者等の皆様と連携協力し、今後も施策に取り組みたいと考えております。</p> <p>その他、ご指摘頂いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>

	<p>セスを踏んでも改善しない場合は、罰金が難しいなら、氏名・住所の公表などができないでしょうか。努力義務規定に反する行為は、すでに法律が施行されている現状でも民事損害賠償請求の訴えを起こせるが、このことで地域住民が争うようなことは、お互い時間と費用の無駄にもつながるし、未然に避けられるようにするために、踏み込んだ対策が必要であると思います。</p> <p>スケジュールについて。本来 2020 年 4 月までに間に合わせるべきでしたが、パブコメや手続きプロセスの丁寧さに配慮して、オリンピック開催までの 7 月実施は許容範囲かと思われます。</p> <p>ポイ捨て・歩きタバコ対策にあたって、引き続き地域住民・在勤者・各種団体・委託業者などのボランティア及び仕事の依頼も活用してほしいです。</p>		
11	<p>喫煙所整備後に歩行喫煙禁止を検討すべきと考えます。</p> <p>私は元喫煙者です。以前はコンビニなどに灰皿があり吸うことができたのですが、今はほとんどの店で吸えず以前よりポイ捨てが増えたように思います。結果的に、それらをボランティアの方や JT の人たちがゴミ拾いをしているのをよく目にしています。</p> <p>過度な規制により、ゴミの問題やタバコを扱う店の売り上げ減少は税収源や支出増に繋がってしまうのではないかと思います。表面上でやっていることを区民にアピールするには分かりやすい施策ですが、本質を考えて検討していただければと存じます。</p>	1	<p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。</p> <p>その他、ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
12	<p>喫煙者と非喫煙者の分断をますます促進するような規制だと思えます。反対します。</p> <p>今後、住民や従事者の文化的多様性が増していく中で、こんな一律に抑え込むような規制を導入しても、住民間のトラブルが増えるだけです。「喫煙者憎し」で想像力が働かなくなっているのではと懸念します。冷静に実効的で意味のある取り組みをすすめてほしいです。</p>	1	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
13	<p>「区内全域禁煙」の前に、喫煙所の数が圧倒的に足りません。</p>	1	<p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。</p>
14	<p>火を付けるたばこと加熱式を区別していないのは、いかがなものでしょうか。</p>	1	<p>今回の条例案では、環境美化の観点から、加熱式たばこは紙巻きたばこと同一の取り扱いとしております。</p>

15	<p>なぜ文京区では加熱式たばこの取扱いについて、例外のない規制対象とされたのでしょうか？理解ができません。東京都の条例では国の健康増進法を一部上回る内容となっていますが、加熱式たばこについては、一定の条件の下で使用を可としました。法令を上回る条例ということで混乱を招くリスクがあると当時言われましたが、文京区の本対応は都条例をも上回る内容となっており、更なる混乱を招きかねません。国や都で全面規制としていない内容を文京区条例で定めないようお願いいたします。</p>	1	<p>今回の条例案では、環境美化の観点から、加熱式たばこは紙巻きたばこと同一の取り扱いとしております。</p>
16	<p>2020年4月より改正健康増進法と都受動喫煙防止条例が全面施行することに伴い、多くの喫煙者が屋外に締め出されることとなり、屋外での喫煙所の整備が急務であると考えます。そうした状況の中で屋外を禁煙にすることは見過ごせず、拙速な条例改正に反対します。</p> <p>屋外を禁煙しても根本的な解決策にならず、現時点では公衆喫煙所を整備し、たばこを吸う方と吸わない方を分ける分煙を選択すべきです。多くの区民が納得できる実効性のある施策の検討をして頂きたいです。</p>	1	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
17	<p>・区内全域での喫煙禁止に反対です。周囲の人に迷惑のかからないような喫煙まで規制する必要はありません。多くの方はマナーモラルのある善良な人です。</p> <p>・ポイ捨てを減らすために喫煙所を数多く作ってください。商人・会社に任せることなく文京区として整備を進めてください。</p>	1	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
18	<p>(5)アに関して。指定喫煙所があまりにも少ないと思います。昨今では、礪川公園にあったせっかくの喫煙所すら廃止されました。どこで吸ったらよいのか？</p> <p>(6)イに関して。先の(5)アと異なり、「民間の事業者」には喫煙場所の確保等に努めることとしております。役所など公共の場所で禁煙を奨励しておいて、民間の事業者に喫煙場所の充実を求めるのは矛盾していますし、馬鹿にしていることだと思えます。区はたばこから税金を得ているのだから、公共の場所での喫煙場所をもっともっと拡充してほしいと思っております。</p>	1	<p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。</p> <p>その他、ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
19	<p>文京区では区の喫煙所が少なく困っています。主人はたばこを吸いますが、ただでさえ出かけたときに吸う場所がないのに、区道も区内全てで吸えなくなったらどうすればよいのでしょうか。文京区のみなさん、マナーはしっかりされているので、まわりに気づかいはできると思います。吸う人は隠れてでも吸います。吸う方はやはりかなりの割合いらっしゃる事実</p>	1	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>

	<p>がありますから、喫煙者は少なくなっているなんて考えは見直されて下さい。子供たちにもルールを守ってたしなむ大人の姿を見せたいものです。こんなに厳しい条例は困ります。</p>		
20	<p>条例改正の目的が「区、区民、地域活動団体等が相互に協力して」とあるが、区が行う行為が分かりません。令和2年4月に屋内での喫煙がほぼ禁止され、屋外に喫煙者が増えるのに、単に屋外での喫煙を禁止すればよいとの考えは浅はかではないでしょうか。</p> <p>区として受動喫煙対策として何をするかがない。例えば(5)にある指定喫煙所以外での喫煙を禁止するならば、指定喫煙所を幾つ増やすのであるか表明することが大切ではないか。</p> <p>単に目的のために条例改正し、喫煙者と非喫煙者を排除すれば物事が解決するという考えは排除してほしい。区の具体的な行動を期待します。</p>	1	<p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。</p>
21	<p>区内全域ポイ捨て禁止、大賛成です。</p> <p>指定喫煙所を除いて喫煙禁止、してもよいと思いますが、指定喫煙所をたくさん作ってください。</p> <p>加熱式たばこも対象にするのは火も無く、タールも出ないのでなにか疑問です。</p>	1	<p>今回の条例案では、環境美化の観点から、加熱式たばこは紙巻きたばこと同一の取り扱いとしております。</p> <p>その他、ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
22	<p>重点エリアを区全域に拡大するという考えであれば、区内全域の駅周辺で喫煙所を整備することを強く要望します。</p>	1	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
23	<p>今回東京都受動喫煙防止条例や社会情勢の変化から文京区歩行喫煙条例改正に賛成ですが、加熱式たばこを規制対象にする事は反対として意見させていただきます。</p> <p>理由としては下記3点となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.厚労省も紙巻たばこは違った扱いで加熱式専用室なら飲食可になっている。 2.厚労省の加熱式たばこ科学的知見には、紙巻たばこと比べて主要な発がん性物質は少ないと記載されている。又、閉鎖的な環境で空気測定を実施し紙巻たばこの煙と大きな違いが記載されている。 3.紙巻たばこと違って火を使ってないので火傷のリスクがない。 <p>紙巻たばこを規制する事は時代の流れから仕方ありませんが加熱式たばこに関しては厚労省も今後研究や調査が必要と記載しています。加熱式もたばこだからと言って一括りで規制しないで頂ければと思います。</p>	1	<p>今回の条例案では、環境美化の観点から、加熱式たばこは紙巻きたばこと同一の取り扱いとしております。</p>

24	<p>1.目的 地域の環境美化の促進のための取組⇒地域の環境美化の促進、及び受動喫煙の健康への危害防止のための取組</p> <p>2.同 安全で清潔な地域環境を確保する⇒安全で清潔な、かつ受動喫煙のない健康的な地域環境を確保する</p> <p>3.健康部局との連携・調整を進めての条例改正と施策をよろしくをお願いします。</p> <p>4.携帯灰皿での喫煙は禁止とすべきです。</p> <p>5.歩きタバコ・路上喫煙の禁止だけでなく、通路際の灰皿設置の禁止を盛り込んでください（コンビニやタバコ店等）。</p> <p>（改正健康増進法 第二十五条の三（喫煙をする際の配慮義務等）を踏まえ）</p> <p>1.(1)目的：喫煙マナーの向上 ⇒ 禁煙ルールの周知・啓発(5)項で「区内全域において、指定喫煙場所を除き喫煙を禁止します。」と規定するのですから、「喫煙マナーの向上」ではなく、指定場所以外での「禁煙ルールの周知・啓発」を目的とする文にすべきかと思えます。</p> <p>2.(6)項の「灰皿の移設又は撤去、喫煙場所の確保等」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公金で灰皿や喫煙所を設置すべきではありません。例えば他自治体では「市では、受動喫煙防止等の観点から、路上等に喫煙所は設置しません。」としています。 ・ 屋外や広場、路上等に灰皿を置けば（移設を含め）、周りや通行人などに受動喫煙の危害を及ぼすことが避けられないので、灰皿の設置・移設はすべきでなく、「撤去」とすべきです。 ・ 屋外であっても、近くを通行する人や、風向きなどにより、子どもや妊婦、アレルギー疾患の病弱者などを含め、健康危害を及ぼすことが避けられません。このような喫煙所を設けるべきではありません。 ・ 2～3年程度の経過措置として、もしどうしても喫煙場所を設置するのであれば、以下の要件が必要です。 <p>※屋外分煙施設の技術的留意事項について（厚労省健康局 通知）が出されているところですが、健康づくり部局との調整をくれぐれもよろしくお願いします。</p> <p>3.なお条例は実効性を担保するために過料が必要です。</p>	1	<p>今後も関連部署と連携し施策に取り組んでまいります。</p> <p>公共の場所においては、携帯灰皿を用いての喫煙についても禁止としております。</p> <p>また、事業者は、喫煙による迷惑行為及びポイ捨ての防止のために、灰皿の移設又は撤去、喫煙場所の確保その他の環境の整備に努めなければならないものとしております。</p> <p>その他、ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
25	<p>重点地域について再考いただきたく思います。</p> <p>都立駒込病院脇にある「駒込病院」バス停は、病院の塀に沿った道路の歩道にあります。しかし、この場所は公園の脇でもあり解放感があるのか、よく歩道に面したコンクリートに座って喫煙する方がいて、バス停に並んでいると煙が流れてきます。駒込病院はがん・感染症センターですから、副作用による</p>	1	<p>今回の条例案では、公共の場所において喫煙を禁止としております。</p>

	<p>体調不良の中でも毎日治療に通わなければならない方も多い病院です。以前、このバス停で待っていたところへ隣に来て煙草に火を着けた年配の喫煙者に「やめていただけませんか」と耐えきれずお願いしたところ、つかみかかられそうになり、残念な思いをしました。</p> <p>煙を浴びたくない人が多いであろう区内病院の周辺も重点地域となることを願います。</p>		
26	<p>区のホームページを見て投稿しました。私は喫煙者ではありませんが、家族に喫煙者がおります。毎日接しておりますが、たばこを吸わない人への配慮があり、私の前ではほとんど吸いません。迷惑だと感じた事もなく、受動喫煙の被害などと感じた事も全くないです。そのように、喫煙者がしっかりとマナーを守れば、歩行喫煙禁止条例など不要なものであり、無駄な条例だと感じております。</p> <p>なぜ、路上でたばこを吸う人がいるかというと、屋外に喫煙所が無いからです。港区のように区指定の喫煙所を沢山作れば、吸う人と吸わない人が区別ができ、吸わない人に迷惑が掛からない環境となります。そして、その喫煙所を作るのは、行政の仕事であると強く感じております。世の中に喫煙者が存在するかぎり、たばこを吸う人を排除する考え方ではなく、吸わない人に迷惑の掛からない環境を整備するという考え方に立って、区政運営をして頂きたい。</p> <p>文京区がそうした視点を持っていただく事を切に願うばかりです。</p>	1	ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。
27	<p>私はたばこを吸いません。しかし、タバコを絶対禁止に追い込むような区の条例には大反対です。</p> <p>タバコは有害で毒とするならば、科学的に疫学的に他の害するものと比べて、分かりやすい説明を区民へすべきです。</p> <p>例えば、タバコ以上に社会的に損失を与え、健康被害が明確に確認されている「お酒」についても「絶対禁止」、「制限を設ける」にする必要があるということです。</p> <p>飲酒は食道がんや乳がん、大腸がんなどの関係が指摘されています。また、お酒での事故や暴力なども問題です。</p> <p>タバコ禁止にするのであれば、区内のいたるところに吸える場所を不便がないようにたくさん作ってください。</p> <p>お酒も1人、何杯までとか行政で取り締まりをするように検討してください。</p>	1	ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。

28	4月からは飲食店では吸えなくなる。家族を思えば家の中では吸えない。そういった方が、慎ましく他人に配慮して道で吸うのを禁止することは賛同しかねます。文京区は喫煙所も少ない。たばこ税をもらった分で作るべきです。	1	ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。
29	(6) 公共の場所 以外での配慮義務等のアに於いて、「特に周囲に妊娠している人や子供等がいる場合は喫煙による迷惑行為、ポイ捨てをしてはならない」という義務規定を加えるべきです。	1	ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。
30	(6) 公共の場所 以外での配慮義務等のアに於いて、「喫煙する場合は、喫煙による迷惑行為を行うことのないよう配慮するとともに」とあるが、「迷惑行為」であるのだから「喫煙する場合は、喫煙による迷惑行為を行うことのないよう配慮しなければならないとともに」といったように、より強い配慮規定とすべきです。	1	ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。
31	<p>以前から煙草を吸っていますが、最近の煙草に対する世の中の流れに窮屈さを感じて一年前に禁煙を始めました。しかし、禁煙を途中でやめました。理由として、もちろん禁煙が難しかったこともありますが、大好きな煙草をなぜ辞めるのかを考えたところ、周りへの配慮という観点で禁煙しようとしていたことに気づきました。そこで、加熱式たばこに切り替えたところニオイがなくなった、煙がでない、灰が落ちないから汚れない等の理由から受け入れられるようになりました。</p> <p>今回の歩行喫煙の条例改正について、私もこの世の中の情勢では、ある程度の規制強化は必要だとは思いますが。特に子供への配慮は必要です。</p> <p>但し、国の受動喫煙防止条例において、紙巻きたばこと加熱式たばこが区別されているのに、文京区はなぜ加熱式たばこも一括りにして規制するのでしょうか。他区では加熱式たばこは紙巻きたばこと同様には規制はされていません。条例を施行する前にこの紙巻きたばこと加熱式たばこの規制の区別について、再度あらゆる角度から議論をしていただき、国と同様の見解を望みます。</p>	1	<p>今回の条例案では、環境美化の観点から、加熱式たばこは紙巻きたばこと同一の取り扱いとしております。</p> <p>その他、ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>

32	<p>【意見1】「ポイ捨て」の定義の見直し</p> <p>「ポイ捨て」を「たばこの吸い殻」に限定しているが、たばこのパッケージ（特に外装ビニル）も含めるべきです。</p> <p>礪川公園の喫煙スペースの周囲には、たばこの吸い殻のほか、たくさんのビニル断片が落ちています。軽い切れ端は風に舞いやすく、また、地面に落ちたものは土に埋もれ回収を難しくしています。環境美化促進のためにも、鳥の誤飲等のプラスチック問題対策のためにも、ポイ捨て禁止の対象拡大をお願いします。同時に、喫煙所で発生するごみ対策も強化する施策が必要かと考えます。</p>	1	<p>たばこのパッケージ等については、既存の条例にて規制しております。</p> <p>巡回指導については、強化してまいります。</p>
33	<p>【意見2】目的の追加</p> <p>本条例は「安全で清潔な地域環境を確保すること」を目的とすると書かれていますが、上記のビニルパッケージと、たばこのフィルターの問題（下記参照）を踏まえ、地球環境問題にも言及することが妥当かと考えます。</p>	1	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
34	<p>重点エリアを広げるなら喫煙所整備も同時に行うべきです。2020年に飲食店も禁煙になる中でポイ捨ては増えるし、実際には管理できません。とりあえず、東京都の条例の状況を見て、その後に検討すべきです。あと駅前にもっと整備すべきです。</p>	1	<p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。</p>
35	<p>この条例には反対します。</p> <p>なぜなら、喫煙者のマナーは非常によくなってきていて必要ないと考えているからです。</p> <p>私は日常的に家の前等を清掃しておりますが、ポイ捨ては非常に減ってきていると感じています。</p> <p>まだポイ捨てがあるのは、駅前等の人がたくさん集まる場所で、そういったところは、他区ではきちんと喫煙所があります。文京区におかれましても、まずは喫煙所を整備していただきたいです。特に2020年4月からは屋内が禁煙となり、たくさんの方が屋外へ出てくる可能性があります。たばこを吸わない人のためにもまずは喫煙所を作り、そこで吸っていただくよう周知をしていく活動をしてください。</p>	1	<p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。</p> <p>その他、ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
36	<p>ちゃんと灰皿を置かないとポイ捨ては減らないと感じております。</p> <p>区として大きな喫煙所を作ってもらい、喫煙者はそこで吸ってもらい、吸い殻を捨てればポイ捨ては減ると思います。ぜひ、区が喫煙所を作ってもらえるよう努めてもらいたいです。</p>	1	<p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。</p>

37	<p>歩きたばこ、ポイ捨てを禁止とすることには大賛成です。</p> <p>ただし吸える環境を整えることも大切なことと思う。行政として公平なスタンスで臨むべき。</p> <p>文京区には 10 億円を超えるたばこ税が入っています。3%でも回すことはできないでしょうか。</p>	1	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
38	<p>今般の条例内容については概ね合意できますが、一方的に喫煙者を冷遇（排除）することになることを危惧しております。</p> <p>最近の喫煙者はマナーもよくなってきているので、本条例が浸透し、本ルールを順守してもらえるよう、指定喫煙場所の設置箇所を十分に整備してください。</p>	1	<p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。</p>
39	<p>まずは茗荷谷駅に喫煙所を作るべきです。環境政策課としての努力をすべきです。</p>	1	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
40	<p>礒川公園の喫煙所廃止に怒りを覚えています。あんなに大きい喫煙所を廃止して、歩きたばこも禁止するならば、一体、どこで吸えばよいのでしょうか？</p> <p>歩きたばこを全域で禁止する前に、合法の嗜好品であるたばこを吸える場所を文京区内でたくさん整備する方が先だと考えます。</p>	1	<p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。</p>
41	<p>来年 4 月から受動喫煙に関する条例が施行され、屋内が禁煙となり、屋外で喫煙する人が増えます。</p> <p>この度の条例により、ルールを定めるだけでなく、公衆トイレと同様に公共の喫煙所をしっかり用意し、禁煙エリアで吸う人がいる場合は、その喫煙所に誘導できるよう、対策を進めなければ実効性がないと考えます。</p> <p>駅周辺には喫煙所が不足していると思うので、喫煙所を道路や公園に整備していただくようお願いします。</p> <p>また、オリパラの開催もあり、多数の外国人観光客も訪れます。外国では建物内は禁煙で、外は自由に喫煙できる国が多いと聞いております。どこで吸ってよいのかわからず路地裏でこっそり喫煙され、ポイ捨てされる可能性もあります。</p> <p>受動喫煙防止条例、オリパラまでの時間もあまりありません。早急に喫煙所を整備し、しっかりと周知していただくようお願いいたします。</p>	1	<p>訪日外国人にも分かるような表記を用い、周知・啓発を図ってまいります。</p> <p>その他、ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
42	<p>条例よりも前に喫煙所を作って欲しい。喫煙所があればポイ捨てや歩き煙草は無くなると思います。</p>	1	<p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。</p>

43	<p>今回の条例の改正については、全面的に賛成します。</p> <p>が、できればより厳しい内容にして欲しいです。具体的には、ぜひ、罰則を加えてください。特にポイ捨てについては、言語道断の悪行であるので、厳しく罰することが必要です。</p> <p>現在でも喫煙ができない公園で、「禁煙」の看板の前で平気でタバコを吸う人、毎日のように捨てられている吸い殻を見るにつけ、単なる禁止の文面だけでは不十分に感じます。</p>	1	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p> <p>巡回指導については、強化してまいります。</p>
44	<p>昨今、歩きタバコ（電子タバコ含む）がとても増えていると実感しております。歩行喫煙が禁止されているのが、周知されていないのか、わかっても吸っているのか、とても迷惑です。駅周辺、住宅街、エリアに関係なく増えています。子どもたちの成長にもシチズンシップ的にも悪影響です。堂々と歩きタバコで歩いている人を見かけても、なかなか注意もしづらく（逆ギレされたら怖い）、困っています。</p> <p>歩行喫煙等の禁止がわかるように周知してもらいたいです。</p> <p>喫煙だけでなく、ゴミのポイ捨ても増えてきたように思います。マナーが悪い方がとても増えているように思います。残念でなりません。</p>	1	<p>周知啓発及び巡回指導については、強化してまいります。</p>
45	<p>区内歩行喫煙を禁止するなら、何故もっと区指定の喫煙所を作らないのですか？禁止にするばかりで、たばこを吸える場所がどんどん減っている現状で、一体喫煙者はどこでたばこを吸えばいいのでしょうか？今はマンションでも喫煙を禁止されていて、屋外の喫煙所も壊され、吸う場所に本当に困っています。どうかこういった規制を入れる前に、もっと指定の喫煙所を増やして欲しいです。たばこ税も区に入っているはずですが、その税金できちんとたばこを吸える場所を整えて欲しいと思います。</p>	1	<p>公共の場所における喫煙を防止するため、喫煙場所の整備の必要性については認識しております。</p> <p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。</p>
46	<p>本対応に反対します。</p> <p>近年、禁煙のビルや飲食施設が増えることで屋外で喫煙する人が多くいます。この状況で屋外の禁煙を進めると私有地や隠れた場所での喫煙が助長され、住民としては火災や民地へのポイ捨てが増えることを恐れています。</p> <p>この条例の改正によって屋外の環境が悪化しますが、行政として責任が取れるのでしょうか？</p> <p>これから外国人が増える中で、この内容をどう訪日外国人に伝えるのでしょうか？</p> <p>この条例の被害を受けるのは地域町会や住民です。これでは2020オリンピックなど到底迎えられません。</p>	1	<p>訪日外国人にも分かるような表記を用い、周知啓発を図ってまいります。</p> <p>その他、ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>

47	<p>いわゆる普通のたばこと加熱式たばこを一緒に規制対象にするのは大反対です。全く異なったものなのにろくに調べもせず一律に規制対象とすることは行政の怠慢以外にありません。再考をお願いします。</p>	1	<p>今回の条例案では、環境美化の観点から、加熱式たばこは紙巻きたばこと同一の取り扱いとしております。</p>
48	<p>条例を改正することは今の時代多少仕方ないところもありますが、文京区は本当に力を入れて指定喫煙所作りに努力していますか？条例を作るだけ作って本来行政側の仕事である喫煙所作りに本気になっているようには見えません。民間に行政の仕事を押し付けているだけではないですか？</p>	1	<p>ご指摘いただいた事項については、ご意見として承ります。</p>
49	<p>先日礪川公園の喫煙所が3月末で廃止になることを知りました。路上喫煙エリアの拡大をするなら、まず喫煙所の整備をすべきです。 吸う場所を減らしてその維持の努力をせずして、条例改正。やるべきことを文京区はまずしてください。</p>	1	<p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。</p>
50	<p>受動喫煙から守られる非喫煙者の権利と同様、喫煙者の吸う権利も守られるべきです。吸うことがダメなのではなく、非喫煙者に迷惑のかからないような喫煙所がないことが問題で、今回の条例改正のようにダメなことを規制するのではなく、まずは喫煙所を整備することが文京区の役目であると思います。</p>	1	<p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。 その他、ご指摘をいただいた事項については、ご意見として承ります。</p>